

無料

消費税 インボイス に関する

専門家による 個別相談窓口 開設のご案内

令和5年10月1日から消費税のインボイス制度がスタートします。導入の際はインボイスが制度に沿って適正に扱われる形になっているかという点のほか、制度上の特例等を十分に活用し税負担の軽減や事務の効率化が図られているかという点にも留意する必要があります。

これから準備を始める事業者はもちろん、すでにインボイスを扱う準備は整っているという事業者も、より万全な形でインボイス制度に対応できるよう、専門家相談窓口を活用することをお勧めします。

また、売手である取引先が免税業者である場合、制度開始後の自社の対応が下請法、独禁法等に抵触することにならないか充分確認しておく必要があります。一方、免税事業者の立場であれば買手である取引先から不当な要求等を突き付けられても対抗できるよう、法的知識を備えておくなどの必要があります。そのような際にもこの相談窓口による専門家のアドバイスを役立てることができますので、是非ともご活用ください。

#### 実施までの流れ

##### お申し込み

申込書等により中央会組合担当者にご連絡ください。

##### 組合担当者による 相談内容等の確認

事前に相談内容、希望日時等を確認いたします。

##### 対応専門家の 手配

ご依頼の相談内容・日時で専門家を選定し確定します。

##### 実施内容の ご案内

申込者に実施のご案内をお送りします。

相談  
当日

- お申込みいただいた相談テーマ、ご希望の相談日時等をもとに当会で専門家を手配し、実施日時を確定します。ご希望日の2週間前までにお申し込みください。費用負担はありません(無料)。
- 当会会員の組合・団体・加盟企業が利用できます。実施期限は令和6年1月20日です(予算制限あり)。
- 相談会場は当会の会議室を基本としますが、ご希望により組合や会社の事務所・会議室などで行うことも可能です。
- 会場に入れる相談者は5人までです。これを超える場合は別の会場を当会でご用意し実施します(会場借上料のご負担は発生しません)。また、セミナー及びリモート(Zoom)形式にも対応できます。

◆申込・問い合わせ先 新潟県中小企業団体中央会 組合担当者 又は 事業担当 松山  
(相談会場同じ) 〒951-8131 新潟市中央区白山浦1丁目636番地30  
新潟県中小企業会館2階  
TEL:025-267-1100 / FAX:025-267-1386  
Email:matsuyama@chuokai-niigata.or.jp



FAX 025-267-1386

新潟県中小企業団体中央会（組合担当： ） 行き

### インボイスに関する個別相談等申込書

組合名 団体名			
相談者 (連絡先)	※会社・個人企業の場合は〔 〕内に商号等・所在地を記載してください。		
	役職名: _____	〔 商号等: _____	〕
	氏 名: _____	〔 所在地: _____	〕
TEL	( )	FAX	( )
同席者	役 職 名	氏 名	

相談希望日時 (希望日時がある場合記載)		
第 1 希望	第 2 希望	第 3 希望
月 日 時 ~	月 日 時 ~	月 日 時 ~

相談依頼事項(概要)	【参考】相談項目例 :インボイスの登録、取下げ・取り消し、書式、事務処理、デジタル化、特例活用。免税事業者への対応、本則・簡易課税・免税事業者の選択 等
<p>【その他希望事項】(該当番号に○を付けてください)</p> <p>①セミナー形式、②別会場使用、③オンライン形式、 ④その他( )</p>	